

第2章 羽曳野市の地域福祉を取り巻く現状

1 国・大阪府の動向

(1) 地域共生社会の実現に向けた取組み

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会とされています。近年の地域福祉における鍵となる概念となっており、令和2(2020)年の社会福祉法等の一括改正が「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」、令和5(2023)年に成立した認知症基本法の正式名称が「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」とされているように、福祉分野において共通して追求すべき社会の姿として位置づけられています。支援を必要とする人を、支援されるだけの立場とするのではなく、地域活動の担い手としての参画を推進していく取組みが必要です。

(2) 重層的支援体制整備事業の創設

令和2(2020)年に改正された社会福祉法において新たに創設された重層的支援体制整備事業は、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することで、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することが目指されています。これまで分野別に取り組まれていた支援を一体的に実施するとともに、地域住民主体の活動の活性化を図り、地域・関係機関・行政が連携して様々な住民の困りごとや課題に対応できる体制づくりが目指されており、共生社会の実現を目指す地域福祉の推進における重要な手段として位置づけられています。市町村においては、地域の実情や事業の必要性に応じ、創意工夫を活かして重層的支援体制整備事業に取り組むことが求められています。

(3) 当事者の意見の尊重と反映

令和5(2023)年に施行されたこども基本法、令和6(2024)年に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法はいずれも、当事者であるこどもや認知症の人が、自身にかかわりのある施策等の決定過程に対して、意見表明や参画を可能とする環境づくりを求めるものとなっています。当事者の意見の尊重は、平成23(2011)年に施行された改正障害者基本法以降の、福祉分野における重要な課題とされており、当事者の意見を聞き、それを施策・事業に反映させていくことが、これからの中長期計画における必須のプロセスとなっています。

(4) 孤独・孤立対策の推進

令和6(2024)年5月に施行された「孤独・孤立対策推進法」は、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、または社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態(孤独・孤立の状態)にある人の支援を総合的に推進することを目的としており、市町村に対しても「当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」としています。新型コロナウイルス感染症の拡大等をきっかけとして注目されるようになった孤独・孤立の問題は、当事者が支援を求める声を上げにくい状況に置かれ、問題が潜在化してしまいやすい特徴を有しており、支援を受けられないまま問題が深刻化することのないよう、支援方策の検討・充実が図られる必要があります。

(5) 大阪府地域福祉支援計画

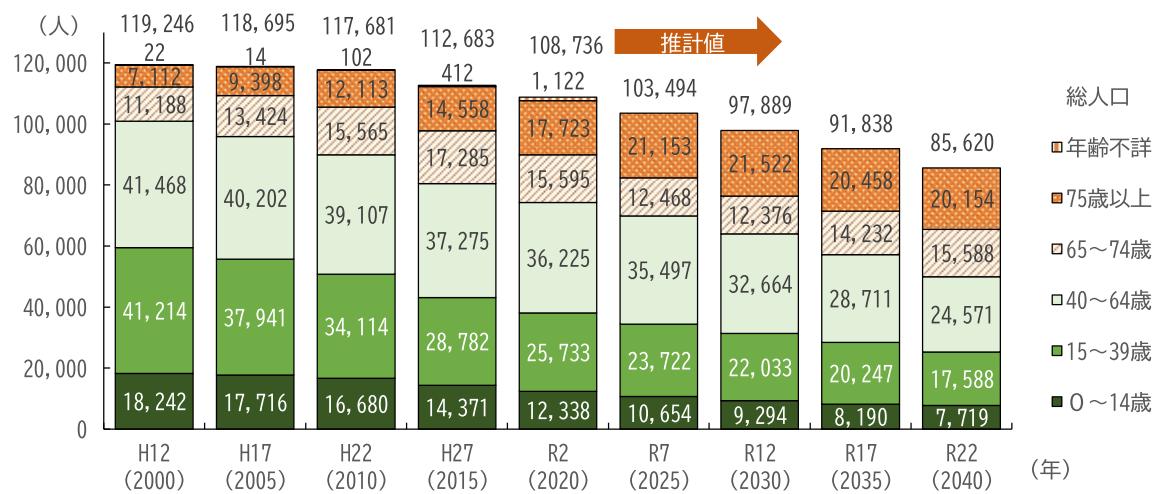
大阪府では、令和6(2024)年3月に、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度を計画期間とする「第5期大阪府地域福祉支援計画」を策定しています。ここでは、「誰ひとり取り残さない重層的なセーフティネットの拡充」「地域福祉を担う多様な人づくり」「地域の生活と福祉を支える基盤強化」「市町村支援」の4つの方向性から具体的な施策の展開が図られ、総合して地域共生社会の実現を目指すものとなっています。こうした取組みについて、本市においても課題認識と施策の方向性を共有し、連携して取り組む必要があります。

2 統計データ等からみる羽曳野市の現状

(1) 年齢別人口の推移と将来推計

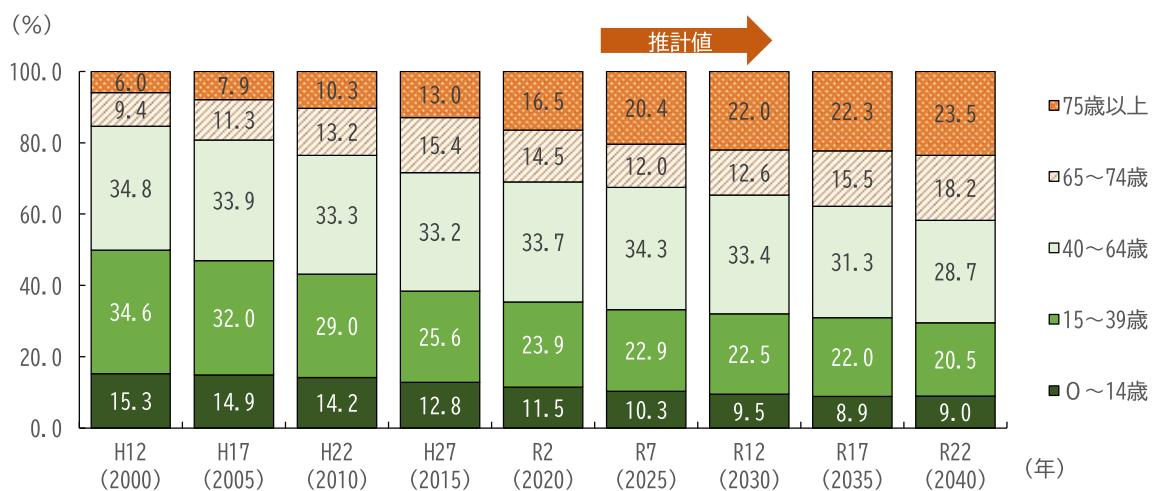
本市の人口は減少傾向となっており、将来的にも減少が予想されています。64歳以下の人口は今後も減少が見込まれる一方、75歳以上人口は令和12(2030)年ごろまで増加が続く見込みで、少子高齢化が進んでいます。令和22(2040)年ごろには、65歳以上人口の割合が4割を超える予測となっています。

■年齢5区分別人口の推移と将来推計（各年10月1日時点）



資料：国勢調査（令和2年まで）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」（令和7年以降）

■年齢5区分別人口割合の推移と将来推計（各年10月1日時点）

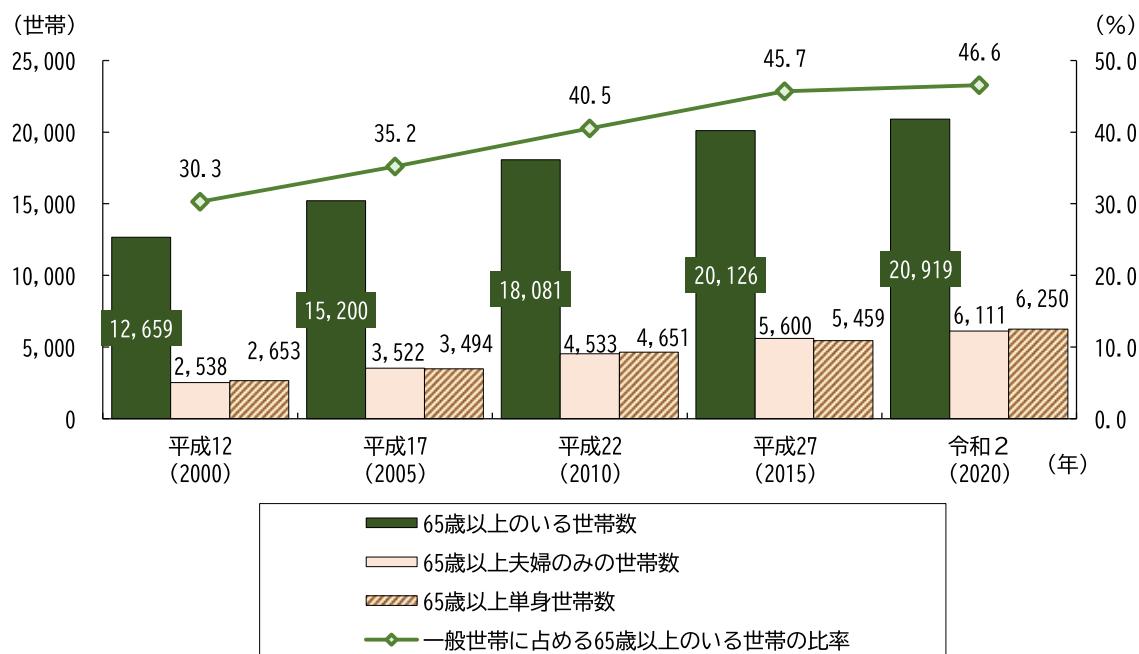


資料：国勢調査（令和2年まで）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」（令和7年以降）

(2) 高齢者・障害者等の状況

高齢化に伴い、65歳以上のいる世帯数が増加傾向です。また、高齢者のみで構成される世帯(65歳以上夫婦のみの世帯、65歳以上単身世帯)も増加しています。特に高齢者の単身世帯については、今後も増加が予想されます。

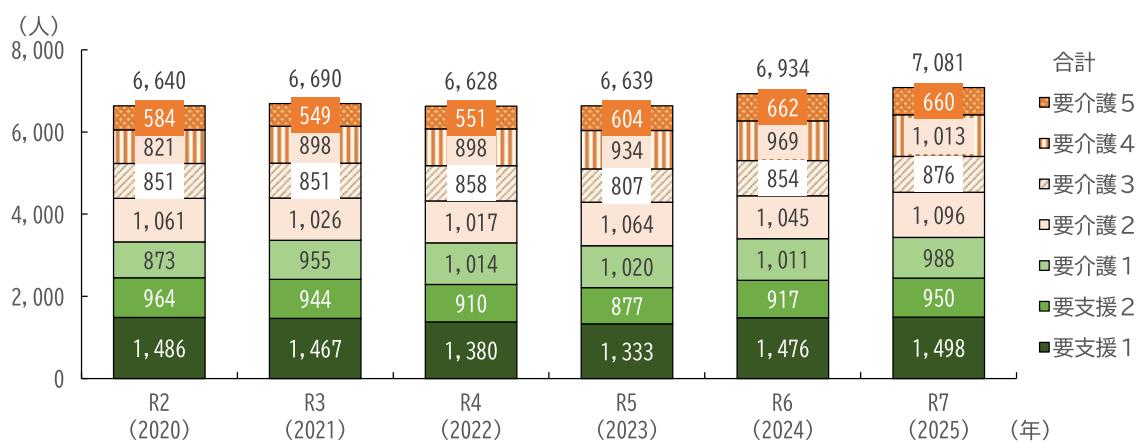
■高齢者世帯の推移（各年10月1日時点）



資料：国勢調査

要支援・要介護認定者数は新型コロナウイルス感染症の影響で令和2(2020)年から令和5(2023)年はほぼ横ばいで推移していましたが、その後は増加に転じています。今後、団塊の世代の高齢化に伴い、増加していくことが見込まれます。

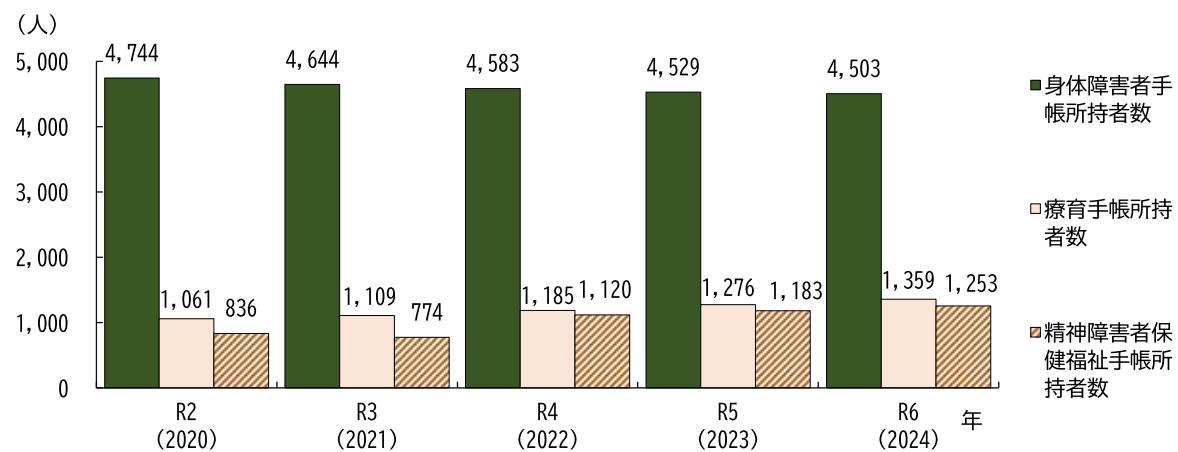
■要介護認定者数の推移（各年3月末時点）



資料：介護保険事業状況報告

障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しています。

■障害者手帳所持者数の推移（各年3月末時点）

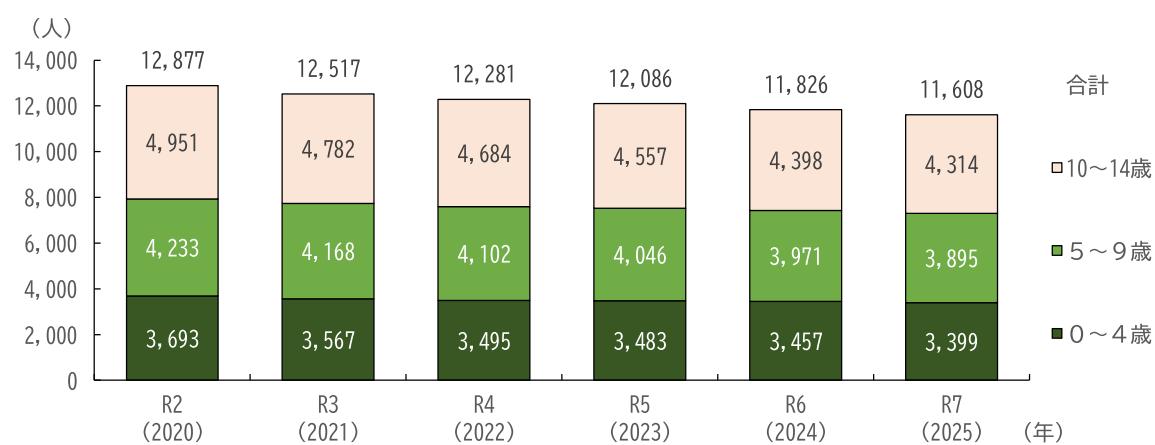


資料：大阪府統計年鑑

（3）こども・若者の状況

14歳以下の子どもの人口は減少傾向で推移しています。若い年齢区分ほど人口が少ない状況が続いており、今後も少子化が進行することが予測されます。

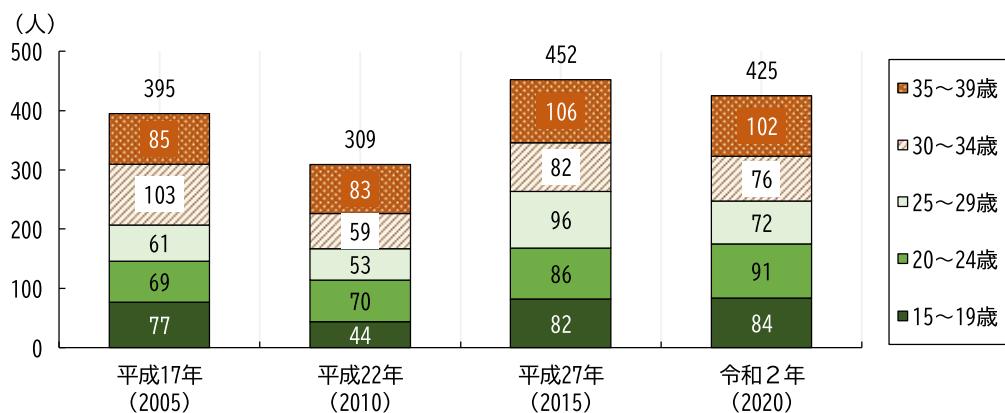
■こども人口の推移



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

教育を受けておらず、仕事・家事に従事していない（求職もしていない）未婚の若年無業者は、ひきこもり等何らかの支援が必要である可能性が高いことが考えられます。本市では近年は400人台で推移しています。

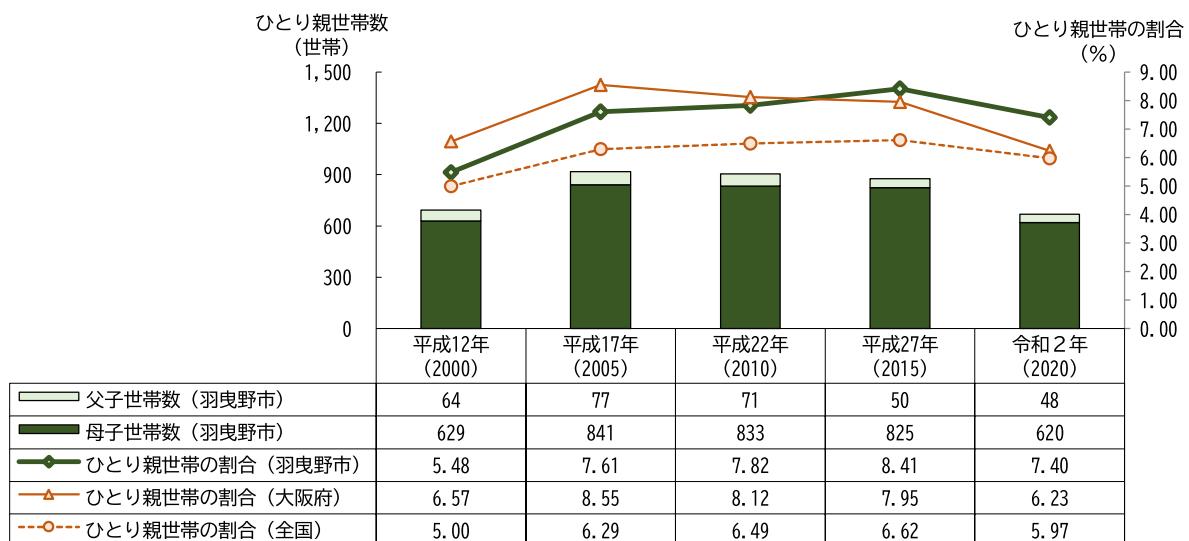
■未婚の若年無業者数の推移



資料：国勢調査

ひとり親世帯数は増加傾向で推移していましたが、平成27（2015）年から令和2（2020）年は少子化の影響もあり、減少しています。ひとり親世帯の割合は、平成27（2015）年以降では全国・大阪府を上回っています。

■ひとり親世帯数の推移



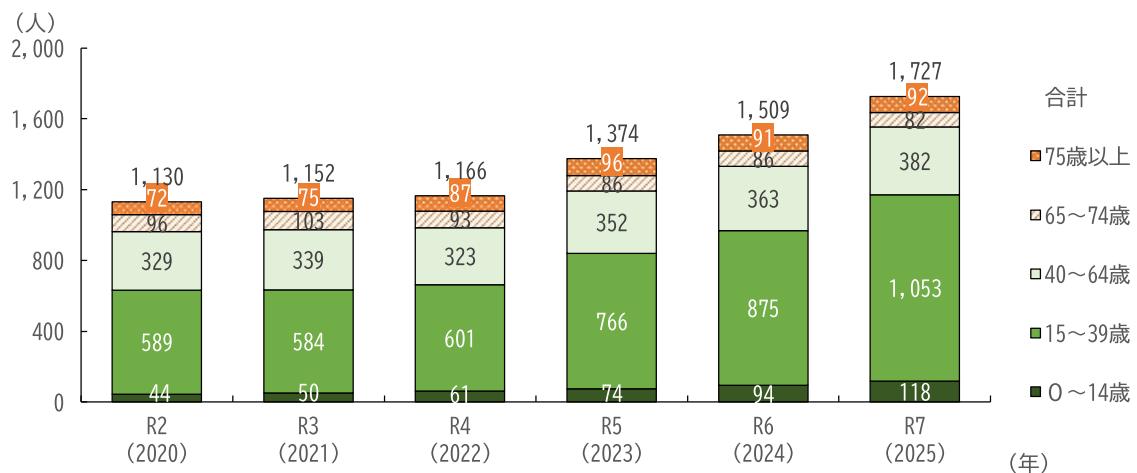
※ここでの「父子世帯」「母子世帯」は、父親と子どものみ、母親と子どものみの世帯を集計しており、祖父母等が同居している世帯は含みません。「ひとり親世帯」は「父子世帯」と「母子世帯」の合計です。

資料：国勢調査

(4) 外国人住民の状況（住民基本台帳人口統計）

外国人人口は近年増加傾向で推移しており、令和4（2022）年から令和7（2025）年の3年間で約1.5倍に増加しています。特に若い年代の増加率が大きく、14歳以下の人口は約1.9倍、15～39歳の人口は約1.8倍に増加しています。

■外国人人口の推移（各年1月1日時点）

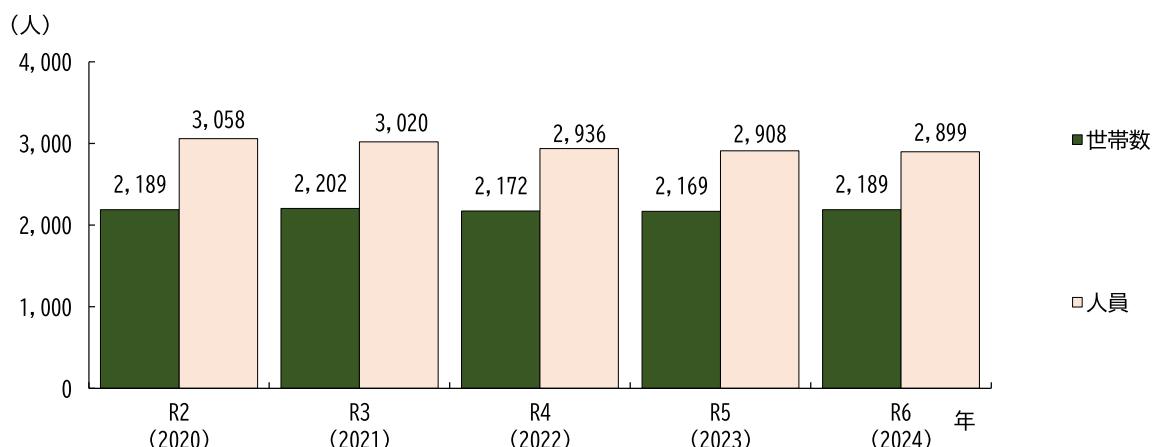


資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

(5) 生活保護の状況

生活保護を受けている世帯数と人数の推移をみると、世帯数はほぼ横ばい、人員は微減傾向で推移しています。

■被保護世帯数及び人員の推移（各年3月時点）



資料：大阪府統計年鑑

(6) 地域福祉活動に関する組織及び個人の状況

①ボランティア登録団体数と登録人数（羽曳野市ボランティアセンター登録）の推移

ボランティア団体数が増加している一方、ボランティア登録者数は減少傾向となっています。

■ボランティア登録団体数と登録人数の推移（社会福祉協議会）

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
ボランティア団体数（団体）	45	45	48	49	54
ボランティア登録者数（人）	534	501	456	493	464
個人ボランティア登録数（人）	13	23	18	16	9

②民生委員・児童委員の活動状況

民生委員・児童委員の人数は減少傾向で推移しており、担い手の不足の状況が示されています。一方で、活動件数は増加傾向となっています。

■民生委員・児童委員の活動状況（羽曳野市）

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
民生委員・児童委員数（人）	179	173	171	172	163
活動件数（件）	1,869	1,775	2,101	2,020	2,402

③町会・自治会の加入状況

総世帯数は増加傾向ですが、町会・自治会加入世帯数は減少傾向となっており、町会・自治会加入率の低下が続いている。

■町会・自治会加入率の推移（羽曳野市）

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
町会・自治会加入世帯数（世帯）	35,054	34,951	34,467	34,063	33,453
羽曳野市総世帯（世帯）	50,376	50,659	51,094	51,511	51,772
町会・自治会加入率（%）	69.58	68.99	67.46	66.13	64.62

④こども会の状況

登録単位数、会員数ともに減少傾向となっています。

■こども会と会員数の推移

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
登録単位数（団体）	28	22	22	21	19
会員数（人）	468	347	339	321	296

⑤老人クラブ

老人クラブ数、会員数ともに減少傾向となっています。この間、高齢者人口は減少していませんので、老人クラブの加入率も低下が続いている。

■老人クラブ数と会員数の推移

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
老人クラブ数（クラブ）	126	109	100	97	92
会員数（人）	6,555	5,277	4,615	4,399	4,012

⑥NPO法人

本市で設立認証を受けて活動するNPO法人数は、おおむね横ばいで推移しています。

■NPO法人数の推移

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
NPO法人数（団体）	24	23	23	24	25

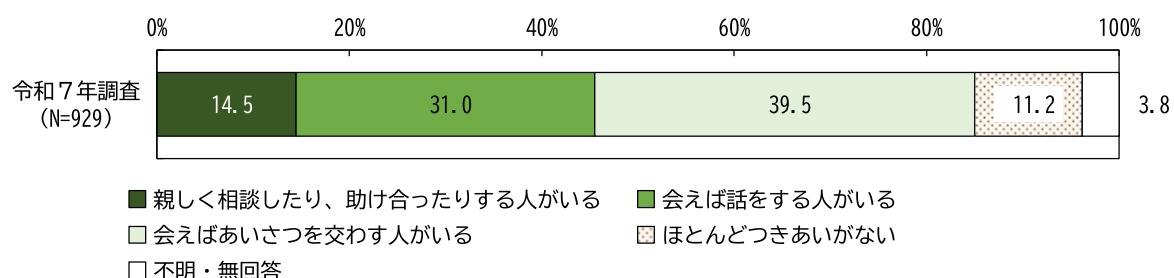
3 各種アンケート調査の主な結果

本計画の策定にあたり実施した各種調査（概要は p.4）から、主な結果を抜粋しました。各グラフのタイトル末尾の括弧内は、調査対象を表しています。

（1）近所づきあいについて

- ・ご近所との関係については、「会えばあいさつを交わす人がいる」が最も多く、次いで「会えば話をする人がいる」が多くなっています。
- ・世帯類型別にみると、ひとり暮らしと、ひとり親と子どもの世帯で「ほとんどつきあいがない」が多くなっており、支援を必要とする家庭ほど地域において孤立しやすい可能性がうかがえる結果となっています。

■ご近所との関係は次のどれに最も近いですか。（市民）



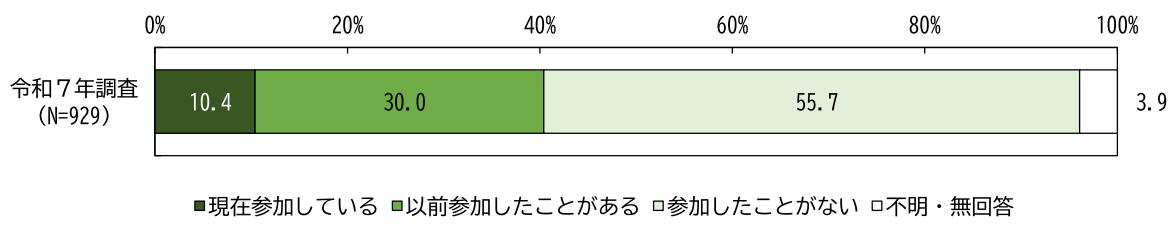
■【世帯類型別】ご近所との関係は次のどれに最も近いですか。（市民）

世帯類型	単位：%					
	親しく相談したり、助け合ったりする人がいる	会えば話をする人がいる	会えばあいさつを交わす人がいる	ほとんどつきあいがない	不明・無回答	合計
全体 (N=929)	14.5	31.0	39.5	11.2	3.8	100.0
ひとり暮らし (N=110)	17.3	28.2	30.0	17.3	7.3	100.0
夫婦（事実婚含む）のみ (N=290)	16.6	34.1	36.9	9.0	3.4	100.0
夫婦と子ども（二世代） (N=326)	11.0	31.6	44.8	9.5	3.1	100.0
祖父母と親子（三世代） (N=46)	15.2	34.8	45.7	4.3	0.0	100.0
ひとり親と子ども（N=65）	13.8	33.8	27.7	20.0	4.6	100.0

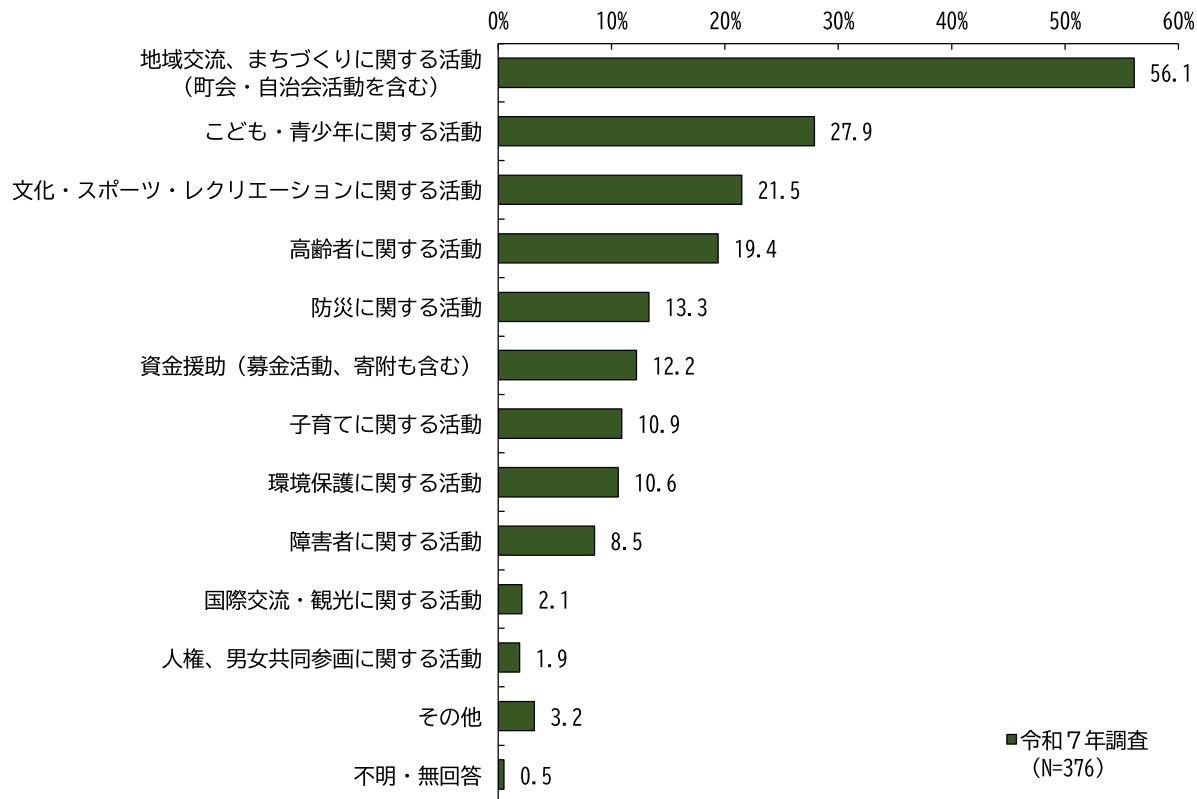
(2) 地域活動への参加について

- ・地域活動やボランティア活動に現在参加している人は約1割、以前参加したことのある人を加えると、約4割が参加経験を有しています。
- ・現在参加している、または参加している活動については、「地域交流、まちづくりに関する活動」が56.1%で最も多く、次いで「こども・青少年に関する活動」「文化・スポーツ・レクリエーションに関する活動」が続いています。
- ・地域活動やボランティア活動に参加していない理由については、「仕事や家事が忙しく時間が取れないから」が最も多く、次いで「参加するきっかけがないから」「身近に活動グループや仲間がないから」が多くなっています。
- ・きっかけづくりや身近な関係づくりから、活動を広げていくことが求められます。

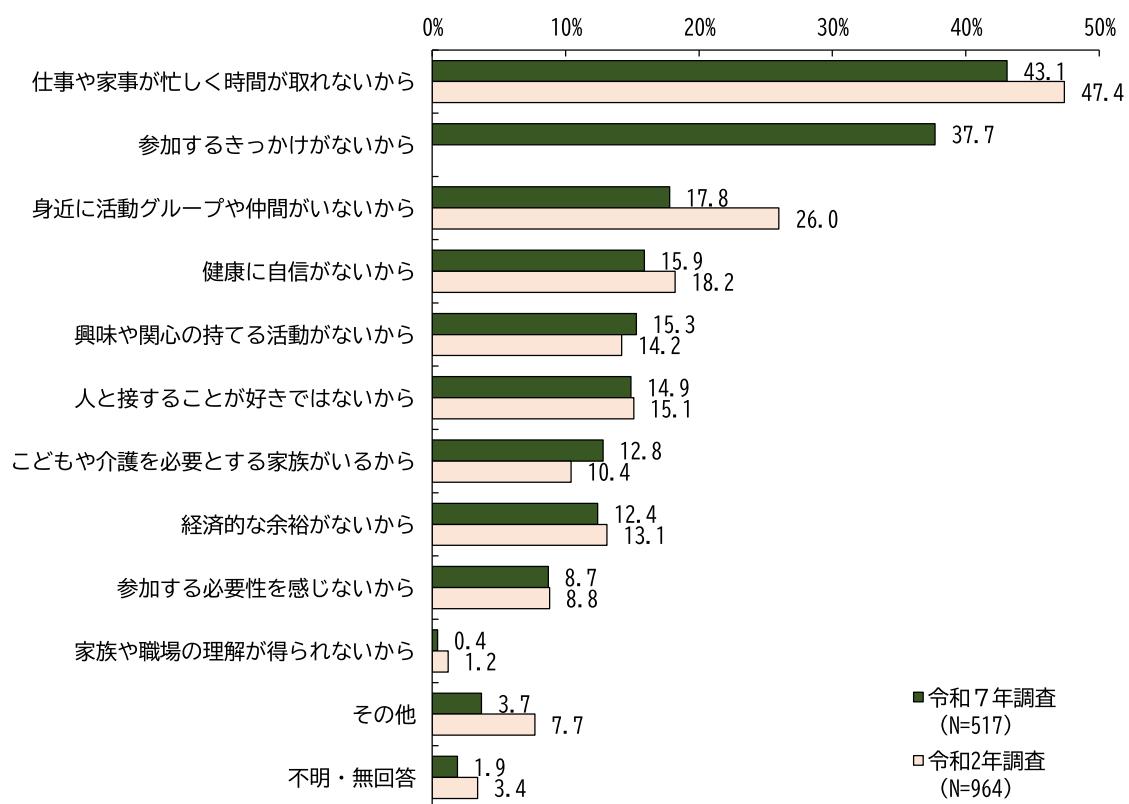
■地域活動やボランティア活動に参加したことがありますか。(市民)



■現在参加している、または参加したことがある地域活動やボランティア活動の具体的な内容は次のどれですか。(市民、複数回答)



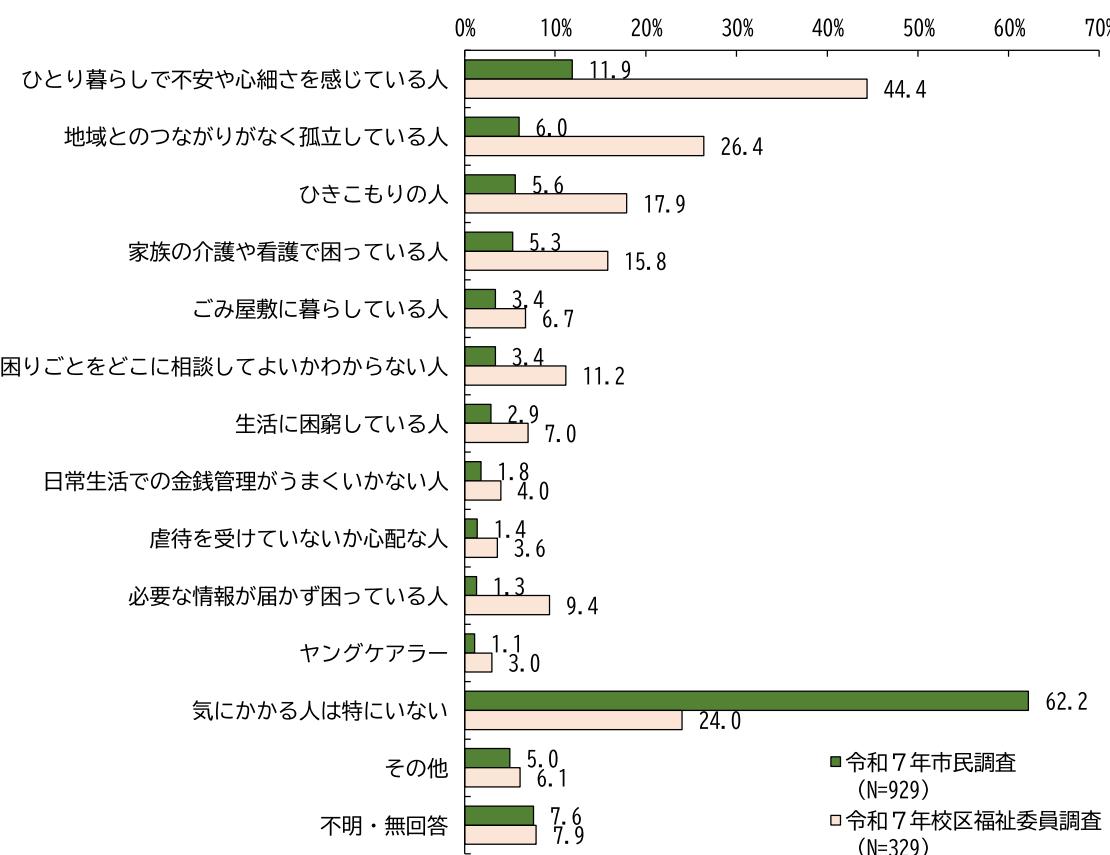
■地域活動やボランティア活動に参加していない理由は、次のどれですか。(市民、複数回答)



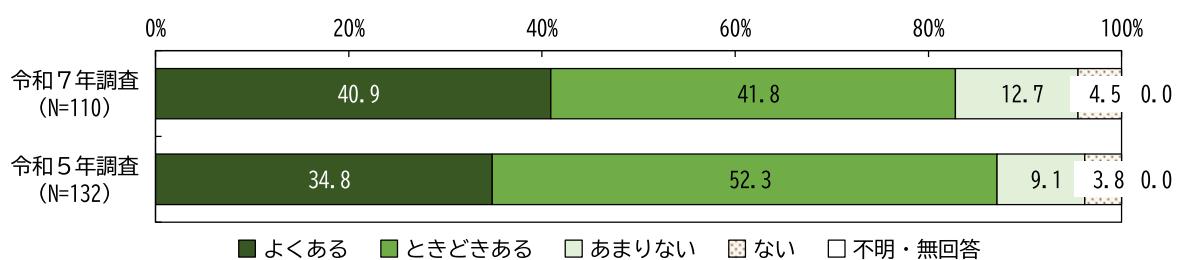
(3) 地域で支援が必要な人について

- ・地域で支援が必要な人については、一人暮らしの人や地域から孤立している人についての回答が多くなっています。
- ・地域の福祉活動に従事している校区福祉委員では、何らかの気にかかる人がいるという回答が多くなっており、地域の状況をよりよく把握している人が多いことがうかがえます。
- ・専門職アンケートでは、支援対象者が複合的な課題を抱えていることが少くないことが示されています。

■あなたの近所や地域には、次のような気にかかる人（支援が必要そうな人）がいますか（市民・校区福祉委員、複数回答）



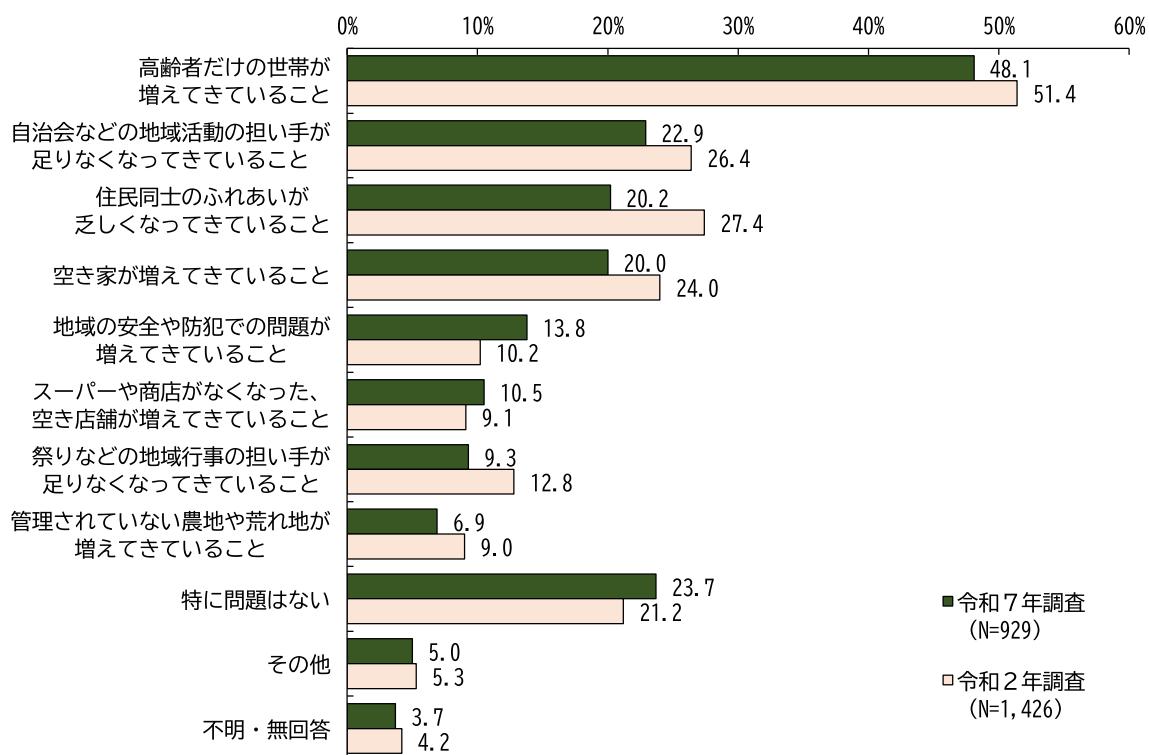
■あなたが支援をしている対象者が、複合的な課題を抱えていることはありますか。（専門職）



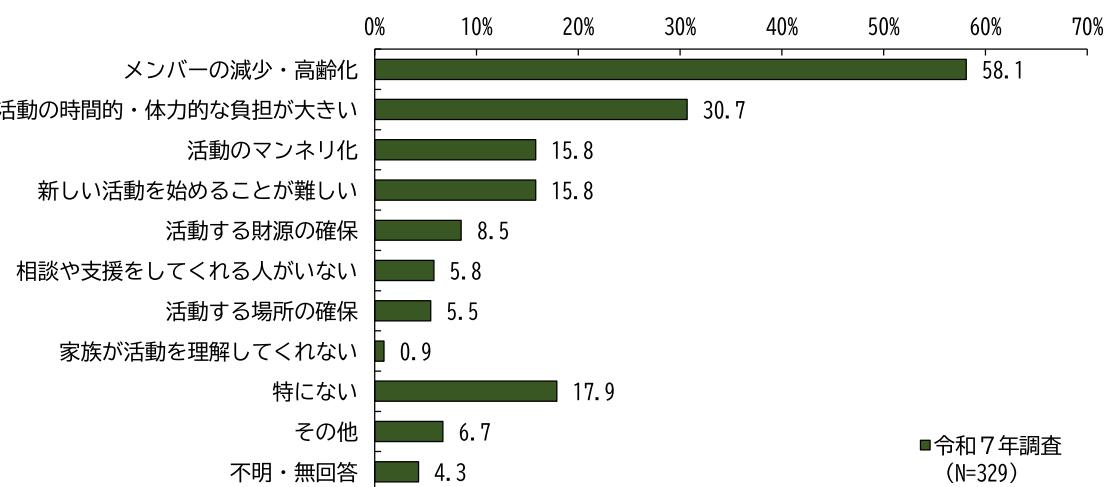
(4) 地域活動における困難や課題について

- ・地域で不安に感じていることについて、高齢者だけの世帯の増加や地域活動の担い手不足が上位となっています。
- ・校区福祉委員へのアンケートでも、福祉の活動をする上で困っていることとして、「メンバーの減少・高齢化」「活動の時間的・体力的な負担が大きい」が上位となっており、将来にわたって活動を継続するための取組みが課題となっています。

■あなたは、お住まいの地域で不安に感じていることはありますか。(市民、複数回答)



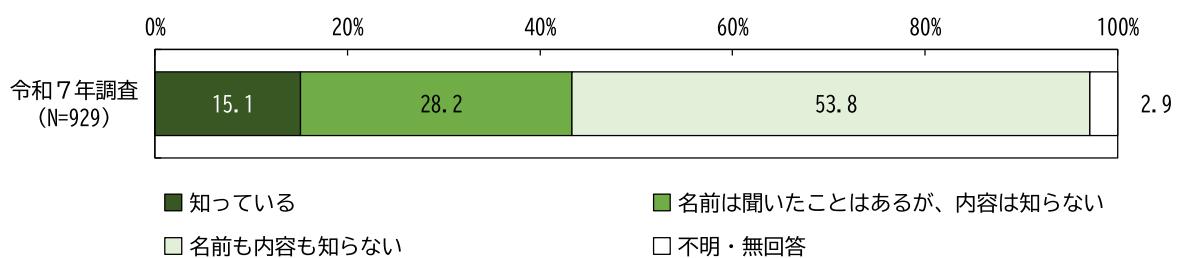
■福祉の活動をするうえで困っていることがありますか。(校区福祉委員、複数回答)



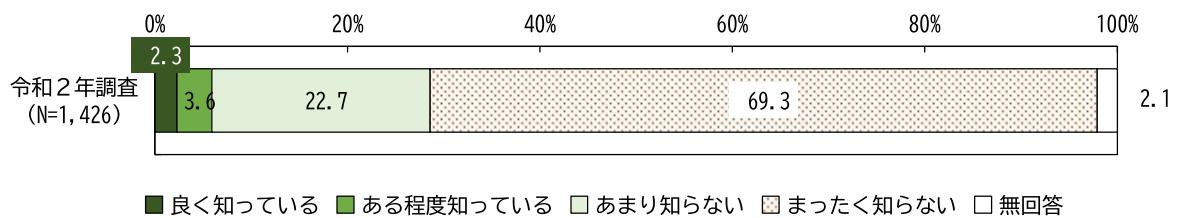
(5) 地域福祉活動について

- ・「ふれあいネット雅び」(p.36参照)については、市民アンケートで「知っている」という回答は15.1%ですが、前回調査と比べると認知度が上昇しています。
- ・地域の様々な課題に対して相談や支援活動を行うコミュニティソーシャルワーカー(CSW)については、校区福祉委員の多くが相談に前向きな回答をしており、地域活動の支援者としての認知が広がっていることがうかがえます。

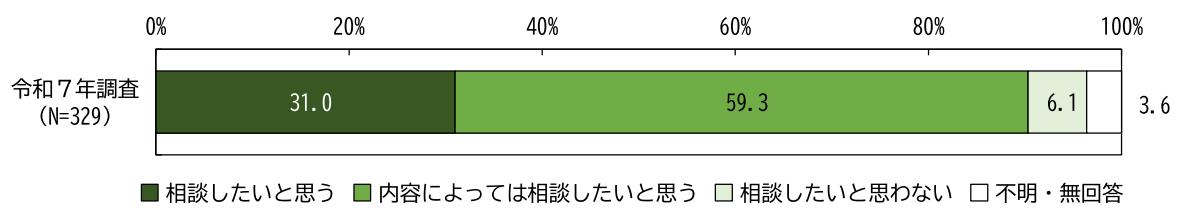
■羽曳野市では、小学校のエリアごとに、地域の団体や民生委員・児童委員、福祉事業所、社会福祉協議会や市職員等が参加する「ふれあいネット雅び」というネットワークがあり、それぞれのエリアで、地域課題の共有や、福祉に関する活動に取り組んでいます。この取組みについてご存じでしたか。(市民)



■前回調査：あなたは、羽曳野市内の各地域で「ふれあいネット雅び」という名称の地域福祉推進チーム会議があることをご存じですか。(市民)



■あなたは、ふだんの活動で困ったことがあったとき、「コミュニティソーシャルワーカー(CSW)」に相談したいと思いますか。(校区福祉委員)



4 住民懇談会の主な意見

本計画の策定にあたり、各地域で活動する校区福祉委員、介護サービス事業者等の専門機関、ボランティア（個人・団体）、羽曳野市、社会福祉協議会等の参加による、住民懇談会を実施しました。「ワールドカフェ」というワークショップの手法を用いて、各グループで地域の活動についての交流や情報交換、地域の課題やこれから活動づくりについて話し合われました。

話しあいの場を通じて、参加者同士の新たな交流やつながりが生まれました。具体的には、喫茶サロンやこども食堂に携わる人同士の情報交換・交流に加え、天体観測ボランティアと児童養護施設との活動機会の創出、グループホーム管理者と地域町会・自治会とのつながりによるサロン参加の協力体制づくりなど、地域内での新たな連携が進み、多様な主体がお互いの活動を知り、理解を深める機会にもなりました。

■住民懇談会実施概要

西圏域	日時:令和7(2025)年7月10日(木) 会場:北宮中部公民館 対象小学校区:高鷲・高鷲南・高鷲北・恵我之荘・丹比 参加人数:56人 参加者内訳:校区福祉委員会(10人)、専門機関(16人)、ボランティア(4人)、その他(6人)、羽曳野市(7人)、社会福祉協議会:(13人)
東圏域	日時:令和7(2025)年7月16日(水) 会場:石川プラザ 対象小学校区:古市・古市南・白鳥・駒ヶ谷・西浦東・西浦 参加人数:59人 参加者内訳:校区福祉委員会(12人)、専門機関(13人)、ボランティア(1人)、その他(16人)、羽曳野市(5人)、社会福祉協議会(12人)
中圏域	日時:令和7(2025)年7月25日(金) 会場:エコプラザはにふ 対象小学校区:はびきの埴生・埴生南・羽曳が丘 参加人数:55人 参加者内訳:校区福祉委員会(6人)、専門機関(13人)、ボランティア(3人)、その他(15人)、羽曳野市(6人)、社会福祉協議会(12人)

■住民懇談会での主な意見

【新しいつながりづくりについて】

- ・地域の盆踊りやもちつき大会などに、障害者や認知症の人のグループホームも参加するなどできないか。
- ・グループホームの町会・自治会への加入など、地域の区長さんと相談しながら参加につなげていけるのではないか。
- ・商店街の中に障害者の作業所があり、商店街と連携して活性化につながっている例もある。
- ・小学校区ごとのふれあいまつりなどを通じて、多世代が集るということがあり、PTAもその祭りに参加することで地域とつながるきっかけになっている。
- ・ボランティアで野鳥の観察や天体観測をしている人がおり、いろんな小学校区やイベントで機

材を持っていって天体観測、星を見る会をしてくれている。こうした方々の協力を得て、広げていけるとよい。

- ・地域の施設・事業所とつながることで災害に強いまちづくりにもつながるのではないか。そのためには日頃からの関係づくりが必要。
- ・不登校のこどもを支援する活動をしている団体、動物保護活動をしている団体、高齢者、障害者、外国にルーツを持つ人の住居支援をしている活動など、地域で十分知られていない、これまであまりつながりが持てていない活動ともつながっていく可能性。
- ・若者と高齢者が体も動かすテレビゲームでつながるような試みもよいのではないか。
- ・児童養護施設が地域の子育て家庭を支援する取組みや子育て相談をしている例もあり、地域の資源になっている。
- ・他市では海外から来た人の寮と地域との交流もある。羽曳野市ではまだできていない。

【活動の継続について】

- ・定年延長・共働きの増加などの環境の変化で担い手がいない。
- ・世代間で、これまでやってきたことの継承がうまくできていない。団塊の世代への(からの)引継ぎが難しい。民生委員・児童委員やボランティアの確保の問題があった。
- ・民生委員・児童委員のサブをつくり、負担軽減と次の担い手を育てるにつなげるなど、考えられないか。
- ・民生委員・児童委員や区長の仕事を知らない人が多く、積極的に発信すれば担い手が出てくるのではないか。活動の見える化やメリットを伝えていくことが必要。
- ・町会・自治会やPTAなど、参加できる人に応じて無理のない方法で運営をするようになってきている。
- ・楽しい活動をしていくことでPTA活動を盛んにしている。他のこどもや親とのつながり、自分のこどもを地域の人に知ってもらう機会が増えて、何かあれば声をかけてもらえるなど、メリットを感じられる活動。
- ・NPO法人として活発な活動を続けていける要因は、気楽に使える場所と飲み会。楽しめる活動にすることでやめる人がいなくなる。

【参加者の拡大について】

- ・民生委員・児童委員が活動している高齢者のサロンや子育てサロンで、ひきこもりのこどもがそこに参加しているということもある。高齢者のサロンと決めつけるのではなく、いろんな人が地域のつどいの場に参加できるという柔軟な考えて視野を広げていくことで、参加者が拡大していくのではないか。
- ・男性が地域活動に参加しにくい状況。サロンや喫茶でも男性が少なかったりほとんどいなかつたりする。
- ・男性向けのいきいき百歳体操を実施して継続的に25人程度の参加がある。おしゃべりは苦手な人もいる。日頃の声かけやテーマを絞って参加を呼びかけるなどの工夫があるとよい。
- ・天体観測などの趣味的な要素を入れるなど、男性が参加しやすい場づくりの工夫が必要。

- ・地域の祭りは多世代が交流するきっかけになっている。こどものころからの地域での楽しい思い出があれば、その後の参加にもつながるのではないか。
- ・地区の縛りをなくして、自由に活動できる方がよいこともある。

【活動場所・活動のPRについて】

- ・地域で集まれる場が欲しい。空き家を活用して集いの場所を設けたり、こども食堂をやっている例もあり、地域の空き家などはもっと活用できないか。
- ・子育てサロンやこども祭りを地域の保育園を会場として活用させてもらう。
- ・協力してくれている大学の先生を通じて、大学の施設を活動場所として使わせてもらうこともできるのではないか。
- ・PRの方法はいろいろだが、口コミが一番強力で集客につながる。
- ・地域活動のPRをこども園などに掲示させてもらえば、祖父母の送迎も多く、効果があるのではないか。
- ・こども食堂の活動を知らない人が多い。必要とすることもに届けることが難しい。貧困世帯に限らず誰でも来ることができる場であることや、大人も参加できることなど。
- ・SNSを活用した発信が必要。回覧板よりスマホを扱える高齢者も。距離感をいい感じに保てることや、見守りにもつながる。

■住民懇談会の様子



5 第4期計画の進捗評価

第4期羽曳野市地域福祉計画・地域福祉活動計画では、「地域を支える担い手づくり（人づくり）」「ともに支えあい、助けあう地域づくり（仕組みづくり）」「誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり（環境づくり）」の3つの目標を掲げ、取組みを進めてきました。

基本目標ごとの計画の実施状況については、以下のようにまとめることができます。

(1) 基本目標1 地域を支える担い手づくり（人づくり）

●地域福祉計画

- ・令和3(2021)年度、令和4(2022)年度はコロナ禍の中、地域での活動が難しく計画通りの事業が実施できない状況が多くありましたが、令和5(2023)年度以降は計画関連事業の着実な実施・充実に取り組んできました。
- ・ふれあいネット雅び推進事業では、行政や専門機関による研修会等の開催による福祉意識の醸成、各課の校区担当や関係機関職員が地域活動に参加することによる情報提供や身近な場所で困りごとを受け止め支援につながる関係づくり、また、社会福祉協議会の校区担当が中心となって校区福祉委員と専門職、行政が話し合える場づくり等を推進し、地域の課題把握や社会資源の開発を行いました。令和6(2024)年度には、「ふれあいネット雅びから始まる支援の輪（重層的支援体整備事業の実施に向けた研修会）」を社会福祉協議会と共に開催しました。
- ・子育て支援の充実を図る中、地域子育て支援拠点事業（子育て広場）の開催日、時間を増やして利用しやすくするなど、充実を図っています。
- ・高齢者の社会参加と介護予防を目的としたポイント制度（きらきらシニアプロジェクト）についても、コロナ禍による減少から参加が回復してきています。
- ・放課後子ども教室事業では、地域の多様な団体と小学生の交流の場となっています。
- ・コミュニティセンターにおいても、各種教室等の自主事業を実施し、地域住民の活動及び交流の場を創出しています。
- ・民生委員・児童委員の人材確保における困難、ファミリーサポートセンター協力会員の高齢化、地域によっては青少年健全育成に関わる体制の弱体化等、地域の活動の担い手となる人材の不足・高齢化の状況が様々な場面で表れており、人材の育成と確保や活動への参加の拡大が課題となっています。

●地域福祉活動計画

- ・令和3(2021)年度、令和4(2022)年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、予定していた活動ができないことも多くなった中、各地域で活動を継続・再開するための工夫やインターネットの活用、地域のネットワークを継続していく取組み等を進めてきました。

- ・令和5(2023)年度、令和6(2024)年度は、各小学校区における小地域ネットワーク活動が再開され地域活動の再活性化が進みました。また、校区福祉委員会等の地域支援者と専門職の顔の見える関係づくりを通じて「ふれあいネット雅び」のネットワークの再構築を進めてきました。
- ・地域での新たな集いの場づくりとして、喫茶サロンの機能を拡大した「朗読と歌唱の日」を設け、楽しみながら参加できる工夫を行う取組みも生まれました。また、こどもが参加しやすい星空観察会など、年代を問わず地域住民が気軽に集える地域イベントが展開され、14小学校区すべてで世代間交流イベントが実施されました。
- ・学校での福祉体験学習の充実に向け、令和6(2024)年度に福祉教育プログラム「福祉教育ハンドブック」を作成しました。令和7(2025)年度からは学校現場で活用が進み、こどもたちが福祉を身近に感じ、学ぶ機会につながっています。
- ・大きな課題としてマンパワーの不足があります。再開の際に地域からはできないという声、活動をやめた、モチベーションが下がった、担い手の確保が難しいという声があり、現在でも課題となっています。
- ・一方で、テーマを絞って町会・自治会から人を募り、新たに防災部会の取組みが始まった地域や、輪投げ・いきいき百歳体操などで活動の幅を広げる地域もあり、各地で工夫して参加者や運営者を呼びかける取組みも進んでいます。

(2) 基本目標2 ともに支えあい、助けあう地域づくり（仕組みづくり）

●地域福祉計画

- ・コミュニティソーシャルワーカー（以下、「CSW」と言う。）は、令和2(2020)年から令和7(2025)年度にかけて、市内3圏域に2名ずつの複数配置（中学校圏域に配置）が実現し、各サロン等の地域の取組みに参加するなど、地域に身近な相談支援者として活動しています。分野を問わない相談支援、また必要な支援が届きにくいいひきこもりの人や支援を拒否している人へ、アウトリーチを繰り返し行い継続的に関わり続けていく支援を行っています。
- ・各小学校区において、CSWや保健師、地域包括支援センターの担当が、地域住民等との顔の見える関係を構築しており、支援が必要な人が必要な支援に結びつくように取り組んでいます。また、「ふれあいネット雅び」に参画する事業者等の専門機関が増加しています。府内においても、新たに障害福祉課・こども家庭支援課が参加することになりました。
- ・生活困窮者の支援について、各専門機関や府内各課からの相談が多く、府内での認知度も浸透しております、様々な分野との連携を進めています。令和6(2024)年度からは、社会福祉協議会に委託し生活困窮者、生活保護受給者を対象とした家計改善支援事業にも取り組んでいます。ボランティア団体との連携により、まち歩きイベントを開催し、ひきこもりの人や長期離職者の外出のきっかけとなるなど、社会参加の取組みとなっています。
- ・子どもの居場所づくり事業は、令和6(2024)年度は7団体が補助金を活用して事業を実施し

ました。令和7(2025)年度は10団体分の予算を確保し、支援を拡充しています。

- ・いきいき百歳体操は、令和6(2024)年度に立ち上げ支援した会場が10か所あり、実施会場は85か所となりました。健康維持だけではなく、地域の居場所的な存在にもなっています。しかし、実施会場に偏りや空白地域もあるため、今後も増やしていく必要があります。
- ・高齢分野においては、今期中に地域包括支援センターが市内の3圏域すべてに設置され、より身近な場所での相談の受け止めが可能となりました。
- ・障害福祉分野においては、令和6(2024)年度に基幹相談支援センターを設置しました。
- ・支援を必要とする人が確実に支援につながるためのしくみづくりやネットワークづくりを引き続き進めていく必要があります。相談支援をしていく中で既存の制度では対応が難しい課題等の把握から、住民、関係機関、行政などの協働による新たな社会資源の調査・開発を進めていくことも求められています。
- ・分野別に様々な相談窓口の充実が進んでいますが、多様なニーズに対応できる専門性の向上や、窓口・行政・関係機関等の連携を推進し、適切な支援につながることのできる体制づくりに引き続き取り組んでいく必要があります。
- ・市民が利活用しやすい多様なメディアを通じた情報発信・相談支援の体制づくりも課題です。
- ・令和6(2024)年度より重層的支援体制整備事業移行準備事業、令和7(2025)年度より重層的支援体制整備事業を開始し、重層コーディネーターを配置しました。地域内の多機関と連携しながら、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応した支援を行いました。今後は、社会的に孤立した相談者と地域社会とのつながりをつくるための参加支援や地域づくり支援にも取り組んでいきます。

●地域福祉活動計画

- ・COW(コミュニティワーカー)、CSWが各小学校区の地域福祉活動へアウトリーチを行う中で、地域の個別ニーズを民生委員・児童委員や区長等からキャッチして、必要な機関や団体についています。
- ・CSWが実施してきた地域福祉専門職ネットワーク交流会では、事例検討会や事業所発表会などで事業所間の顔の見える関係づくりに取り組み、分野を超えた専門職ネットワークづくりが進みました。
- ・高齢者見守りサポート事業は民生委員・児童委員協議会が主催し、14小学校区で令和6(2024)年度から展開しています。「会食」「弁当持ち帰り」「配食」「茶話会」「個別訪問」などの地域特性に合わせた様々な形式で実施しています。民生委員・児童委員とのつながりにより、参加者が困り事を相談しやすくなりました。また、口コミでの参加者の増加、男性参加者の増加等の効果を得ています。
- ・生活困窮者支援については、税や保険、年金、人権といった相談窓口や、医療や学校、司法関係機関等府外の専門機関といった、福祉分野以外の機関から相談につながり対応する流れが

できています。

- ・社会福祉協議会で行っている生活福祉資金の貸付に、新型コロナウイルス感染症の拡大を背景とする特例貸付が新たに制度化されました。本事業利用者へのフォローアップ事業として、返済が滞っていたり返済できない状況に陥っている世帯へ、相談を待つのではなく相談員が利用者宅へ出向く等のプッシュ型支援は第4期の特徴的な取組みとなっています。
- ・近年の新しい取組みとして、市内パン工場から提供を受けた食糧を緊急一時支援につなげる取組みが広がっています。またフードドライブ事業として、企業や市民からも緊急食糧の提供をいただき、困窮者支援につなげるしくみも作ってきました。
- ・オール大阪の社会福祉法人が連携・協働して取り組む地域貢献事業である「大阪しあわせネットワーク」で取り組まれる緊急レスキュー事業を通して、市内社会福祉法人と協働し、家賃やライフラインの支払い等に問題を抱える困窮世帯への緊急支援を実施しました。近年は幅広い社会福祉法人との連携事例も増え、各法人の強みを生かした支援が行われています。
- ・令和7(2025)年度から本市で実施している重層的支援体制整備事業において、社会福祉協議会では、地域内の多機関と連携しながら地域住民の複合的なニーズに対応するため、重層コーディネーターを配置しました。あわせて、CSWによるアウトリーチ支援をはじめ、社会的に孤立した相談者と社会とのつながりをつくるための参加支援の場や地域づくり支援など、多様な課題に応じた取組みを展開しています。

(3) 基本目標3 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり（環境づくり）

●地域福祉計画

- ・ボランティアサークルによる日本語教室への支援、認知症サポーターの養成等、支援が必要な人を地域で包摂するために必要な事業を実施しています。
- ・地域における避難行動要支援者への支援体制については、本人や家族が利活用しやすい帳票の改善等を行い、登録情報の更新及び個別避難計画の作成を小学校区単位で進めています。
- ・多様化・複雑化する人権問題に対応できる地域社会づくりに向けた啓発等の工夫を進めていく必要があります。
- ・日本語教室についても講師の高齢化・引退による人員の減少等、人材不足が課題となっています。多様な活動の担い手となる市民をどのように確保するか、これまで担ってきた世代からの継承や若い世代の参画の進め方を検討する必要があります。
- ・避難行動要支援者台帳の整備とともに、日常的な見守り活動を含む地域のつながりを構築していくための取組みを今後も進めていくことが求められます。

●地域福祉活動計画

- ・近年、地震や台風、大雨による水害等、毎年のように大きな災害が発生し、災害時の災害ボランティアセンターの役割が重視されています。社会福祉協議会においては、立ち上げに向けた体制準備を進め、災害ボランティアセンター運営の担い手となるボランティアグループが結成され、近隣市町村社会福祉協議会や他市災害ボランティアグループとも災害時に連携ができるよう研修会など協働事業を実施しました。令和7(2025)年度は災害ボランティアセンターの運営シミュレーションを開設拠点であるLICはびきので近隣市町村社会福祉協議会と合同で実施し、実際の動きを体験する取組みを行いました。
- ・大規模災害時に各機関・団体との連携をスムーズに行うため、羽曳野市をはじめ、羽曳野ライオンズクラブ・大阪いずみ市民生活協同組合・羽曳野藤井寺青年会議所と災害時における連携協定を結びました。
- ・校区福祉委員会や「ふれあいネット雅び」において、防災訓練や視察研修を実施し、災害について学ぶ機会を設けました。また、ふれあいフェスティバルでの能登半島地震の災害支援パネル展示や、防災部会についての取組み、避難所運営ゲーム(HUG)等、地域での防災意識の向上につながる取組みを実施しました。
- ・権利擁護事業として、認知症や障害により判断能力が不十分な人の金銭管理やご本人自身による意思決定を支援する日常生活自立支援事業を実施し、ご本人に寄り添った支援を行ってきました。本事業でご本人の権利侵害を防ぎ、安心して地域での暮らしが続けられるよう関係機関との連携強化とネットワーク構築を進めました。
- ・社会的排除や認知症等の課題については、これまででも各校区ふれあいネット雅び地域福祉推進チーム会議等で啓発を進めてきました。また、校区福祉委員会連絡会においても、ひきこもりやヤングケアラー、多文化共生についての研修を実施するなど、現代的なニーズに応じた研修・啓発を行い、住民ニーズ・地域課題への気づきや支援につなげられる環境づくりを進めています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

誰もがいつまでも安心して暮らし続けられる
支えあいのまち 羽曳野

本市の地域福祉施策は、たとえ支援が必要となっても、安心して誰もが暮らし続けることのできる地域づくりに向けて取り組んできました。市民・団体を対象としたアンケート調査においては、本市独自の取組みである「ふれあいネット雅び」の認知が進んでいることが示されており、これまでの取組みの成果の一端がうかがえます。今後、より多くの人の参加を得て、支えあいの地域づくりを広げていくことが求められます。

各小学校区の住民主体の活動と専門職ネットワークの連携の更なる推進とともに、令和7（2025）年度より本格実施となった重層的な支援体制整備事業の効果的な実施等を通じて、必要な支援につながることができ、安心して暮らし続けるための基盤を充実させていくことがこれから の課題です。孤独・孤立の問題や複合的・分野横断的な問題を含んだ支援等、これからの地域福祉に求められる体制づくりを着実に推進していくため、本計画の基本理念は、第4期計画における基本理念を引き継ぎ、上記の通り定めます。

《地域福祉活動計画の基本理念》

一人ひとりの想いをつなぎ 結びあう地域づくり

第5章の「地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進に取り組むための実践的な計画（アクションプラン）であり、地域に住む人たちが主役となって進めていく地域づくりの指針です。「地域福祉活動計画」においては、一人ひとりが普段の暮らしの幸せを感じられる地域をつくっていくため、第4期地域福祉活動計画の理念である上記の理念を引き継ぎ、地域福祉の実践を進めていきます。

2 基本目標

本市の行政計画である地域福祉計画と、地域住民主体の行動計画である地域福祉活動計画はその位置づけは異なるものの、地域福祉の推進のために連携して取り組む必要があります。そこで、本計画では、それぞれに共通の基本目標を設定し、共通の課題認識と方向性に基づいて連携して施策・事業を実施していくものとします。

基本目標1：誰もが必要な支援につながるしくみづくり

包括的な支援体制の整備や、必要な支援・サービスにつながることのできるしくみづくりを推進し、困りごとを抱えた人を取り残すことのない体制の確立を目指します。

基本目標2：みんなで見守り支えあうつながりづくり

地域のつながりを基盤とした支えあいの関係づくりや、安全・安心なまちづくりに取り組み、地域住民主体の福祉活動の活性化を推進します。

基本目標3：想いがつながるいきいきとしたまちづくり

誰もが尊重される共生のまちづくりや、多様な人が参加できる開かれた地域づくりを推進し、困りごとを抱えて取り残される人がなく、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進します。

3 本計画の推進とSDGs

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、環境の保全、経済の発展、すべての人の権利の尊重の3要素のバランスを取りながら、将来にわたって持続可能な社会を実現するための国際的な目標です。平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、令和12(2030)年までに持続可能で、よりよい世界を目指すために、すべての国がその実現に向けて努力すべきものとして定められています。



誰一人取り残さない(leave no one behind)社会の実現を目指すSDGsの理念は、「誰もがいつまでも安心して暮らし続けられる地域づくり」を目指す本計画の基本理念と方向性を同じくするものです。17のゴールのうち、「1 貧困をなくす」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「5 ジェンダー平等を実現しよう」「8 働きがいも経済成長も」「10 人や国の不平等をなくす」「11 住み続けられるまちづくりを」「16 平和と公正をすべての人に」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」については、特に本計画の関連の深いテーマとなっています。本計画に基づく施策・事業においても、これらの目指す方向性を同じくするSDGsの理念及び内容を踏まえながら、その達成に向けて施策・事業を推進していくものとします。

